

岐阜市立中央図書館 おはなし派遣ボランティア事業について

1. 事業の目的と指針

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く魅力的なものにしていく上で欠くことのできないものである。

岐阜市立中央図書館では、こうした子どもの読書活動の大切さを認識し、そのひとつとして岐阜市立中央図書館おはなし派遣ボランティア事業（以下、「おはなし派遣事業」とする。）を展開する。その目的として以下の三項目を定める。

- ① 乳児期から絵本を介して親子のふれあいを深め、豊かな言葉や絵に触れる機会を提供すること。
- ② 適切な時期に適切な本と出会い読書が楽しめるような環境の整備・醸成に努めること。
- ③ 本を読む楽しみ、聞く楽しみを体験し、子どもたち自らが本の森に分け入って情報を得る力を育むための入口となること。

なお、この事業の実施にあたっては、より多くの子どもたちに本やおはなしにふれあうきっかけを作るため、図書館職員・司書だけでなく、この事業に賛同した岐阜市立中央図書館おはなし派遣ボランティア（以下、「派遣ボランティア」とする。）と協働し進めていくものとする。

2. 事業の概要

子どもの読書推進に関する支援の充実のため、地域や学校が希望する場所で読み聞かせを実施する。この事業は、子どもの読書推進を目的としており、その趣旨に沿った市民団体や学校等の代表からの依頼に基づき、派遣・実施するものとする。なお、依頼することができる団体は市内に事業所を持つ市民団体または市内の学校等とする。派遣場所は岐阜市内に限ることとし、参加料等を徴収するイベントなどへの派遣は行わない。

3. ボランティアの参加

より多くの子どもたちに本やおはなしにふれあうきっかけを作るため、地域からの読み聞かせ派遣依頼にはできる限り応えられるよう体制を整える必要がある。そのため、「おはなし派遣事業」に賛同するボランティアを募り、協働して実施するものとする。

なお、「派遣ボランティア」として活動するにあたって、要件および遵守事項を以下のとおり定め、ボランティアに周知する。

【要件】

- ① 事業を実施・運営する岐阜市立中央図書館職員及び司書の指示を守ることができる者。
- ② 事業の目的や趣旨に賛同し、当該ボランティア活動を希望する者。
- ③ 岐阜市立中央図書館が主催する研修を受講した者。
- ④ 上記を満たし、岐阜市立図書館館長がボランティアとして活動を認める者。

【遵守事項】

- ① ボランティア活動によって知り得た利用者等のプライバシーを守秘すること。
- ② 活動にあたり公共の利益に反し、または反する恐れのある行為をしないこと。
- ③ 政治、宗教活動及び営利に関する活動をしないこと。
- ④ 著作権を守ること。
 - ・ 許諾が必要な場合は、ボランティア自身が責任をもって許諾をとること。
- ⑤ 子どもに礼儀正しく、作品に失礼のない活動を心がけること。
 - ・ 子どもと本の架け橋になることを心がけ、読み手の解釈を加えたり、読み手からの意味づけを行おうとしたりしない。
 - ・ 本を通して生活指導、道徳指導等を行わない。
 - ・ 聞き手（子どもたち）の人権に対する配慮を最大限行う。
- ⑥ 活動中の服装は、原則として華美にならないようにすること。
- ⑦ 活動時は岐阜市立図書館ボランティアの名札を着用し、図書館ボランティアとして活動すること。
- ⑧ 岐阜市立中央図書館が依頼する「おはなし派遣事業」以外では岐阜市立図書館ボランティアを名乗って活動をしないこと。
- ⑨ 依頼団体から謝礼を受け取らないこと。

4. ボランティア活動への参加停止

岐阜市立中央図書館が示す上記の遵守事項を著しく逸脱したボランティアには注意を促し、その後改善が認められない場合は、事業活動への参加を断ることがある。

平成29年6月作成
岐阜市立中央図書館